

平成27年2月5日

東京商工会議所
会頭 三村 明夫 殿

「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

我が国の景気は、緩やかな回復基調を続けており、雇用情勢も改善傾向にあり、経済の好循環を実現するためには、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」を推進することによりワーク・ライフ・バランスを実現し、若年者や女性をはじめすべての者がその意欲と能力を発揮して働くことのできる社会にすることが求められます。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、これを具体化する上で、長時間労働の抑制等をはじめとする働き方改革についても、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」にも資するものとして取り組む必要があるものです。

そこで、東京労働局においては、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、1月16日、私を本部長として「東京労働局 働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととしたところです。

長時間労働の抑制や休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。個々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社、朝型勤務、テレワーク、多様な正社員制度の導入、仕事と子育て、介護が両立できる職場環境の整備等それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

平成26年12月16日の「経済の好循環実現に向けた政労使会議」において、経済の好循環の継続に向けて、休み方・働き方改革についても一致協力して取り組むとの認識に至っており、今後、企業において働き方の見直しを効果的に進めるためには、企業トップの発意による自主的な取組が不可欠です。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨にご理解ご賛同いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発、当局から傘下団体・企業等への働きかけに対するご配慮を賜りたくご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

東京労働局長

西岸正人